

# 備中備後デニム販路拡大プロジェクト

デニムテキスタイル・スワッチブック商談会  
 (ミラノ・パリ・アムステルダム・ニューヨーク)  
 12.2021-02.2022 (2023SS)

本プロジェクトはJETRO広島・岡山で、備中備後のデニム生地をスワッチブックにとりまとめ、ミラノ・パリ・アムステルダム・ニューヨークでの、商談機会を提供する事業です。現地JETRO事務所がスワッチブックを直接バイヤーに取り次ぎ、サンプル生地送付の要望をとります。参加費用は無料ですので、この機会をぜひご活用ください。

開催概要	
日時	2021年12月上旬～2022年2月末（予定）
開催都市	ミラノ・パリ・アムステルダム・ニューヨーク
参加バイヤー	上記都市の有力メゾンやブランド複数社
参加募集社数	デニム生地（帆布・シャンブレイ生地）の輸出および生地加工のアウトソース受注を目指す中小企業10社～15社程度（広島県、岡山県企業限定） <u>※アパレル完成品ではなく、テキスタイル（生地）に関する商談会です。</u>
参加費	無料 ※詳細はP7「参加要領」をご参照ください。
参加要件	裏面P2をご参照ください
申込方法	①WEB申込、②スワッチブックの提出 ※詳細はP3をご参照ください
主催	JETRO広島、JETRO岡山
後援	調整中

# 参加要件

1. 中小企業基本法および経済産業省の定める日本国内の中小企業であること  
(中小企業者の定義については本項後段参照)。
2. ミドル～ハイエンドゾーンをターゲットにした日本製(MadeinJapan)テキスタイルの製造、もしくは卸売り中小企業であること。製造業でない企業の場合、自社企画・自社リスクで販売をしていること。  
※原則、広島県、岡山県に事業所を所有している企業を対象とします。
3. 本書記載の事項、特に後述の「その他留意点」(P.6)および巻末の参加要領(P.7)をよくお読みいただき、承諾・遵守いただけること。
4. 現地の輸出規制等法令に合致したテキスタイルの提供ができること。または、商談後速やかに当該対応がとれる企業であること。
5. 輸出意欲が高く、具体的な輸出事業計画を立ており、輸出体制が整っていること(外国語の販促ツール<英文パンフレット、英文HP等>を作成している、社内に輸出担当部門や担当者、もしくは輸出を担当する商社かエージェンがいる、社内に外国語対応可能な人材がいる等)。
6. ジェトロが実施する成果把握調査票および事後の商談フォローアップ調査に必ずご協力いただけること。  
※成果把握調査票や事後のフォローアップ調査は、国の予算執行にあたり、次年度以降のより効果的運用に向けての実績把握のために求められております。ご協力いただけない場合は、本事業以降のジェトロ事業のご参加をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
7. 現在、反社会的勢力(反社会的勢力の定義などは、巻末の参加要領(P.8 13項))に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
8. オンラインでの登録、及び所定の申込書類一式の提出を期限内に完了すること。

## <中小企業者の定義>

下記(1)および(2)の定義・要件をともに満たす場合に、本事業における中小企業とみなします。

### (1)中小企業基本法の定義

※中小企業とは、中小企業基本法の定義(右表)に基づき、資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす法人を中小企業とします。

なお、法人格のない個人事業主も同様と判断を致します。

### (2)経済産業省の定める要件

①資本金又は出資金が5億円以上の法人に、直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者ではないこと。

②確定している(申告済みの)直近過去3事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えない中小・小規模事業者。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

<広島県・岡山県外企業、およびデニム生地以外を主力とする企業様へ>  
ジェトロ本部が

【2021年度テキスタイル商談会(ロンドン・パリ・ミラノ)】を実施します。  
本事業との重複申込みはできませんが、ご関心ある場合はお問合せください。

# 申込方法・今後の流れ

以下①～②の申請 **※締切(2021年9月30日(木)17:00)**

Step1

①下記URLのオンラインフォームに必要事項を入力・送信下さい。

URL:<https://www.jetro.go.jp/customer/act?actId=B0059519F>

②「企業データシート」および「自己宣誓書」提出

「(A)Denim\_CompanyInformationSheet」と「自己宣誓書」をダウンロードし、[HIR@jetro.go.jp](mailto:HIR@jetro.go.jp)、[OKA@jetro.go.jp](mailto:OKA@jetro.go.jp)までご送付下さい。

▼(A)Denim\_CompanyInformationSheet

[https://www5.jetro.go.jp/hir/2021/\(A\)Denim\\_CompanyInformationSheet.docx](https://www5.jetro.go.jp/hir/2021/(A)Denim_CompanyInformationSheet.docx)

▼自己宣誓書

<https://www5.jetro.go.jp/newsletter/hir/2021/jikosensei.pdf>

参加決定(申込確認後、順次ご連絡いたします)

Step2

本事業の趣旨、お申し込み資格・条件、対象分野・商品に合致しているか、海外販路開拓を行うための体制が整っているか等を確認させていただきます。  
本事業の趣旨などに合致しない場合には、ご参加いただけない可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

スワッチブックの作成、ジェトロ広島への送付

**※締切(2021年10月22日(金))必着**

指定の様式でスワッチブックを5セットご作成ください。

※様式はP4参照

※お申込みで提出されたスワッチブックは返却できませんのであらかじめご了承ください。

※ジェトロにご提出をいただく際の輸送費用については、各社でご負担をいただくようお願い致します。

Step3

【スワッチブック提出先】

〒730-0052

広島県広島市中区千田町3-7-47広島県情報プラザ4階

日本貿易振興機構(ジェトロ)広島貿易情報センター

電話番号:082-535-2511 E-mail:[hir@jetro.go.jp](mailto:hir@jetro.go.jp)

担当:上江洲(かみえす)

11月

ジェトロにてスワッチブックを海外事務所へ郵送

12月

スワッチブック到着

-

順次海外バイヤーが来訪し、サンプル生地送付の要望取得。

2月

参加企業様にフィードバック

# スワッチブックの作成様式①

冊数	5セット（ミラノ・パリ・アムステルダム・ニューヨーク・ジェトロ保管分）
品番数	20品番～60品番程度 ※20品番以下でも提出可
ファイルブック	A4サイズファイル ※表紙デザイン等は自由 ※1冊子・1海外事務所を基本とするが、1冊に収まらない場合は2冊までに分けても構わない。ただし、セット組が明確に分かるよう提出すること。 ※スワッチブックの台紙一番上に、申込STEP1で提出した所定の【(A) Denim_CompanyInformationSheet】を含めること（自己宣誓書は不要）（表紙をめくると企業情報がわかるような形式） ▼(A) Denim_CompanyInformationSheet <a href="https://www5.jetro.go.jp/hir/2021/(A)Denim_CompanyInformationSheet.docx">https://www5.jetro.go.jp/hir/2021/(A)Denim_CompanyInformationSheet.docx</a>
スワッチ	A4サイズ台紙に1品番が収まるようにスワッチを貼付すること。 ※洗い加工についても、重ねて貼付するなどし、1品番をA4サイズ台紙に収めること二つ折り状態での貼付も可能 ※台紙はサイズ以外は自由（素材・デザインなど） ただし、A4サイズ台紙内に必ずジェトロ所定の【(B) Denim_SwatchForm】（スワッチ情報シート）を記載すること（表面に入りきらない場合は裏面でも可） ▼(B) Denim_SwatchForm <a href="https://www5.jetro.go.jp/newsletter/hir/2021/(B)Denim_SwatchForm.docx">https://www5.jetro.go.jp/newsletter/hir/2021/(B)Denim_SwatchForm.docx</a>
その他	※作成したスワッチブックはそのままジェトロ海外事務所に一覧展示するため、表紙や中身について、各社の特徴・趣向を凝らすと差別化要素となります。貴社ブランドや貴社名をアピールできるよう仕立て上げていただければ、展示会場も華やぎ、バイヤーへの認知・訴求にもつながります。 ※スワッチはなるべく大きいサイズで貼付することを推奨する。

## <作成イメージ>



### ▲全体イメージ

※写真は別事業で実施したもの  
※今年度提出いただく仕上がりは異なるものになります

CompanyInformationSheet ▶

※スワッチブック台紙一番上にファイリングする

- JAPAN DENIM SWATCHES - Company Information	
Company Name	_____
Address	_____
Representative	_____
Contact	Person in charge _____
	TEL _____
	FAX _____
	E-mail _____
URL	_____
Established	_____
Capital	_____
Number of employees	_____
Turnover	_____
Main industrial production	_____
Product line	<input type="checkbox"/> For men <input type="checkbox"/> For women <input type="checkbox"/> Both Contended for : _____ ) <input type="checkbox"/> Natural fibre textile ( _____ ) <input type="checkbox"/> Chemical and synthetic fibre textile ( _____ ) <input type="checkbox"/> Other material ( _____ ) <input type="checkbox"/> Yarn-dyed <input type="checkbox"/> Piece-dyed <input type="checkbox"/> Geishe <input type="checkbox"/> Other ( _____ ) Capability of doing upon the brand's request <input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Sustainable fabrics
Productive capacity	_____
Experience of participating in exhibitions overseas	_____
Agent contacts	<input type="checkbox"/> Yes → Agent name : ( _____ ) <input type="checkbox"/> No
Export experience to EU and US	_____

## スワッチブックの作成様式②

企業名、ロゴ、品番など自由に記載



※台紙A4サイズ

※生地サンプルを左図のように貼付

※洗い見本を貼付する場合、一つの台紙に収まるように貼付すること。二つ折り状態での貼付も可能

※台紙にはジェトロ所定の【(B) Denim\_SwatchForm】(スワッチ情報シート)を記載すること。(生地をめくると情報が確認できるように記載するなど)表面に入りきらない場合は裏面でも可)

スワッチはなるべく大きいサイズで貼付することを推奨

※今回スワッチブックを閲覧する海外ブランドバイヤー・デザイナーは、本スワッチブックの情報から風合い・色合いなどを判断します。その際、生地サイズは重要な要素の一つです。

### Technical Sheet

Composition					
Weight (oz)			Width (cm)		
Price Range(€)	For sample	€		/m FOBJAPAN	
	For production	€		/m FOBJAPAN	
Yarn-dyed/Piece-dyed/ Greige	<input type="checkbox"/> Yarn-dyed	<input type="checkbox"/> Piece-dyed	<input type="checkbox"/> Greige		
Wash/Finish	<input type="checkbox"/> Special Wash		<input type="checkbox"/> Special Finish		
Colors		colors	Pattern		
MOQ		meter			
Period for delivery	For sample		days,	For production	days
Stock Service	<input type="checkbox"/> Yes <input type="checkbox"/> No <input type="checkbox"/> Product Available on Request				
Season	<input type="checkbox"/> S/S <input type="checkbox"/> A/W <input type="checkbox"/> Both				
Sustainability					
Note					

## その他留意点

- 1.バイヤーによるスワッチブック確認後、サンプル送付の要望のあった企業にはジェトロから当該企業にその内容をフィードバック致しますので、サンプルの送付や追加リクエストへの対応等、その後の商談・取引に関する交渉は、各参加企業の自己判断・責任において行うようお願い致します。なお、バイヤーとの商談後、特に個別の貴社への要望についてのフィードバックがない場合もあることは、あらかじめご了承ください。
- 2.本商談会は、バイヤーとの取引を約束するものではありません。
- 3.本商談会への参加に関する規則は、本書および本書巻末の参加要領によるものとします。本書に記載されていない事項は、同要領の定めに従うものとします。なお、本書と同要領に矛盾がある場合には、本書の記載内容を優先します。
- 4.現地情勢などの諸般の事情に鑑み、本事業が中止または延期となる場合がございます。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、現地情勢などの諸般の事情に鑑み、ジェトロの判断により中止または延期となる場合がありますのであらかじめご承知おきください。
- 5.本商談会が中止または延期になった場合においても、本事業の参加のために参加者が支出した費用や本事業の中止または延期に起因、関連する一切の損害について、ジェトロはこれを負担しません。
- 6.ジェトロは本商談会に係る輸送に関して、盗難・破損・紛失について、一切補償いたしかねますことをあらかじめご了承ください。
- 7.参加者の企業名や商品情報を含む本事業結果および各種調査結果の公表にご同意ください。
- 8.本案内書に記載されている事業日程の詳細は、参加者決定後別途ご案内します。今後変更する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 9.応募多数の場合や本事業の趣旨、お申し込み資格・条件、対象分野・商品などに合致しない場合など、ご参加いただけない可能性もありますので、あらかじめご了承ください。
- 10.お申し込み後のキャンセルはご遠慮いただきますようお願い致します。
- 11.上記については、それぞれ、その後も現地の諸事情の変化により、変更になる場合があります。

## お問合せ先

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）  
広島貿易情報センター 担当：上江洲（かみえす）  
(TEL：082-535-2511 E-Mail：[hir@jetro.go.jp](mailto:hir@jetro.go.jp))

岡山貿易情報センター 担当：都築  
(TEL：086-224-0853 E-Mail：[oka@jetro.go.jp](mailto:oka@jetro.go.jp))

# 【巻末資料】 参加要領

独立行政法人日本貿易振興機構(以下「ジェトロ」という)が実施する備中備後デニム販路拡大プロジェクト・スワッチブック商談会(ミラノ・パリ・アムステルダム・ニューヨーク)(以下「本事業」という)にご参加(以下「出品」という)いただく場合、本参加案内書および本参加要領の定めによることとします。

## 1. 用語の定義

本参加要領においての用語を以下の通り定義します。

- (1) 「イベント」とは本事業にて実施するジェトロ主催の現地市場視察、商談会、常設展示、ワークショップ・セミナー、広報活動などのことを指します。
- (2) 「出品物」とは上記「イベント」に出品する商品を指します。

## 2. 出品者

出品者は、以下の資格・条件を満たす者のうち、ジェトロが適当と認めた者とします。

- (1) 中小企業基本法で定める日本の中小企業者であること。
- (2) 日本国内で生産された商品、もしくは日本企業の資本・技術により生産された商品があること。
- (3) 本事業の「参加案内書」および本参加要領を承諾・遵守いただけること。
- (4) 企画・製造業による直接参加であること。
- (5) 出品物全てについて価格交渉など権限を持って対応可能な方が商談に参加いただけること。
- (6) イタリア、フランス、オランダ、アメリカへの市場開拓に意欲的であること。
- (7) 国内外の法令に反する業務を行っていないこと。
- (8) 公序良俗に反する業務を行っていないこと。
- (9) 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体でないこと。
- (10) 出品者内で本事業の担当者をご指名いただき、ジェトロからの書類作成依頼、問い合わせに迅速にご対応いただけること。
- (11) インターネット経由での現地バイヤーからの引き合い、問い合わせなどに対して出品者が積極的に対応いただけること。
- (12) オンライン商談の際は、必要な出品物などを出品者にてお持ち込みいただけること。
- (13) 本事業の成果把握などのためにジェトロが実施する成果把握票やフォローアップ調査に必ずご協力いただけること。
- (14) 出品者の企業名や商品情報を含む本事業成果および各種調査結果の公表に同意いただけること。
- (15) インターネット上に出品者の出品物の写真、商品説明、商品・会社ロゴマーク、会社概要、取引条件などを掲載することに同意いただけること。
- (16) 第13条第1項に定義する反社会的勢力に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

## 3. 出品物

- (1) 出品物は、日本製テキスタイル(日本企画開発含む)とします。ただし、次に該当する物は禁止または制限します。
  - (a) イベント開催地域の輸入禁止品目
  - (b) 我が国の輸出入関係法規で規制する物
  - (c) 特許権、意匠権、商標権などを侵害する物、あるいはその恐れがある物

- (d) 現地の規制を受ける物、通関手続きに時間がかかり本事業実施に間に合わないことが予想される物

## 4. ジェトロの費用負担

本事業実施にあたり、ジェトロは次の費用を負担します。

- (1) ジェトロが雇用する通訳
- (2) 出品物の輸送費(国内指定場所から海外における事業実施会場への輸送。返送は行わない)
- (3) ジェトロ所定の一般的な事業広報
- (4) 本事業に係る引き合い情報の収集と提供、関連プロモーションに係る費用

## 5. 出品者の費用負担

- (1) 参加費：参加案内書で定めます。
- (2) 参加費以外に別途出品者の負担となる主な費用には次のものがあります。なお、第4条で明示していない費用は、全て出品者負担となります。
  - (a) 出品物をジェトロが指定する国内倉庫等に搬入するまでの費用
  - (b) ジェトロが定める範囲を超える通訳、商品説明員などの備人費

## 6. 出品の取り決め

- (1) 参加申し込みは、参加案内書および本参加要領に定める所定の期日までに、ジェトロ所定の様式(以下「様式」という)に所要事項を記入の上で行うものとします。
- (2) 申し込みは日本国内の法人から手続きを行うこととします。
- (3) 参加申し込みがジェトロの計画規模を超える場合は、所定の期日前でも受付を締め切ることがあります。
- (4) ジェトロの計画規模を超えた場合、あるいは出品内容などが適当でないと認められる場合は、出品申し込みをお断りする場合があります。なお、出品確定後、出品者の都合で出品の取り消し、または変更、もしくは出品物の大幅な変更が生じた場合は、出品者は書面をもってジェトロの承諾を得ることを条件とします。
- (5) 正式な申し込み後の取り消しは原則として受け付けておりません。申込者の都合により申し込みを取り消す場合、必ず書面を送付してジェトロの承諾を得ることとし、参加費の受領如何にかかわらず、ジェトロが書面を受領した日付をもとに当該期日までにかかった諸経費をジェトロは申込者に対して請求できるものとします。

## 7. 出品物の管理ならびに責任

- (1) ジェトロは盗難や破損などの責任を一切負いません。

## 8. 事業終了後の出品物の処理

- (1) 出品物の返送は行いません。

## 9. 第三者との紛争等

- (1) 出品者は、次の各号に掲げる紛争などが生じたときは、出品者の責任と費用負担により、これを解決し又は第三者に対しその損害を賠償するものとし、万一、ジェットロが名目の如何を問わず何らかの費用を支出した場合には、当該費用相当額をジェットロに対し支払います。
- (a) イベントへの参加に伴い、第三者との間に紛争が生じたまたは第三者に損害を与えたとき。
- (b) 出品物の瑕疵により、第三者との間に紛争が生じたまたは第三者に損害を与えたとき。
- (c) 出品物に関し、第三者との間に特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの産業財産権もしくはノウハウまたは著作権上の権利侵害などにより紛争が生じたまたは第三者に損害を与えたとき。

## 10. イベントの開催中止等

- (1) ジェットロは次の各号に定める場合、イベントの開催を取り止めることができることとします。
  - (a) 戦争、政情不安、天災、テロリズム、感染症、労働紛争、その他の不可効力又はその他ジェットロの責任に帰することのできない事由が生じた場合
  - (b) 開催期日、方法などの開催条件において大幅な変更が生じた場合
  - (c) 外交関係、経済関係などのやむを得ない事由により、ジェットロとしてのイベントの開催が不適当、不可能又は今年となった場合
- (2) 前項の場合、ジェットロは事情に応じて参加費の精算、出品物の措置などについて速やかに定め、出品者はそれに従うものとします。

## 11. 出品承諾、取り決めの無効および解除

- (1) 出品者がジェットロの定める出品者資格を有しないことが判明した場合、出品承諾後であってもいつでもジェットロはそれを無効とできることとします。なお、この場合、出品者は出品資格喪失に関して発生した如何なる損害の賠償についてジェットロに請求できないこととします。
- (2) ジェットロは、出品者が本事業の参加案内書および本参加要領に違反した場合、出品の取り決めに解除できることとします。なお、これにより損害が生じた場合、ジェットロは賠償請求が可能なこととします。

## 12. 参加要領外事項

- (1) 本参加要領にない事項および補足事項などは本事業の「参加案内書」に定めます。
- (2) 本参加要領に定めのない事項が発生した場合、ジェットロはその対策を決定することができるものとします。
- (3) 前項の場合、ジェットロは速やかに出品者に通知するものとし、出品者はジェットロの決定した対策に従うものとします。

## 13. 反社会的勢力の排除

- (1) 出品者は、ジェットロに対し、現在、および、将来にわたって、自らが反社会的勢力（本条において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定義される暴力団およびその関係団体、これらの構成員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などまたはこれらに準じる者、

ないし、これらのいずれかに該当しなくなった日から5年間を経過しない者をいう。）ではないこと、および、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

- (a) 親会社など、役員その他、名義上ないし実質的に経営に関与する者が反社会的勢力であること。
- (b) 反社会的勢力を所属者とし、または反社会的勢力を代理人、媒介者、ないし受託者（受託者の代理人、媒介者を含む。）とすること。
- (c) 反社会的勢力が経営を支配し、または実質的に経営に関与していると認められる関係を有すること。
- (d) 反社会的勢力を不当に利用し、または交際していると認められる関係を有すること。
- (e) 反社会的勢力に対し、名目の如何を問わず資金提供を行うこと、または、今後行う予定があること。
- (f) 自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する違法行為を行うこと。
  - イ 暴力的な要求行為。
  - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - ハ 取引に関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてジェットロの信用を毀損し、またはジェットロの業務を妨害する行為。
  - ホ 前各号に準ずる行為。
- (g) その他、反社会的勢力と非難されるべき関係を有すること。

- (2) 出品者が、前項の表明および保証に反して、反社会的勢力あるいは前項(a)~(g)に該当することが判明した場合、ジェットロは事前の通知等なしに、事業参加の承諾ならびに出品の取り決めに解除できることとします。なお、この場合、出品者からの参加費の償還請求には応じられません。
- (3) 前項の定めに基づき、ジェットロが出品の取り決めに解除した場合、出品者は解除に起因して発生した如何なる損害の賠償についてもジェットロに請求できないこととします。
- (4) 第2項の定めに基づく解除の有無にかかわらず、出品者が、第1項の表明および保証に反したことに起因してジェットロに損害が生じた場合、ジェットロはその被った損害について出品者に対し賠償請求が可能なこととします。

## 14. 免責

- (1) ジェットロはイベント準備期間又はイベント期間中にイベントに関連して出品者又は参加申込者の被った一切の損害についての責任を一切負いません。
- (2) 前項から当然に、本参加要領第10条及び第12条の場合、これにより生ずる出品者又は参加申込者の損害及び不利益等について、ジェットロは一切その責任を負いません。
- (3) 前項に定めるほか、出品者は、参加案内書の定めを承諾するものとします。

## 15. 係争

本参加要領についての法律関係及び派生する権利義務は、日本国の法律に準拠し、東京地方裁判所及び東京簡易裁判所をもって、第1審の合意管轄裁判所とします。